

“とちぎのいい木” 非住宅建築物ウッドチェンジ事業実施要綱

第1 目的

非住宅建築物の木造・木質化の支援を通して県産木材の利用を促進することにより、木材の特性やその利用の意義等に関する県民の理解促進を図るとともに、森林資源の循環利用の推進、脱炭素社会の実現及び花粉発生源対策に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造（化）

建築物の構造耐力上主要な部分（柱・梁・桁・屋根等）の全て、又は一部（RC（鉄筋コンクリート）造やS（鉄骨）造等との混構造）を木造で施工すること。

(2) 木質化

建築する、または既存のRC造やS造等施設の内外装を木資材（壁板、床板、天井板、羽目板等）で施工すること。

(3) 県産木材

栃木県産出材証明制度に基づき、栃木県内の森林から産出されたことが証明された木材をいう。

第3 事業内容

“とちぎのいい木” 非住宅建築物ウッドチェンジ事業の内容は次のとおりとする。

1 事業内容

県内に建築する非住宅建築物において、従来、RC造やS造で建築されている建築物の木造への転換や、内装等の木質化を支援する。

2 事業主体

建築主（民間事業者（個人及び法人））

3 事業要件

補助対象事業は、次の各要件を満たすものとする。

(1) 木造化

- ① 県内に新築する非住宅建築物であること。
- ② 延床面積 100 m² 以上のものであること。
- ③ 構造材（土台、大引き、梁及び桁（胴差しを含む。）、柱（通し柱及び管柱）、束、棟木（隅木、谷木を含む。）及び母屋、垂木、根太、筋かい並びに間柱）材積の 80% 以上に県産木材を使用すること。

(2) 木質化

- ① 県内に既設又は新築する非住宅建築物であること。
- ② 延床面積 200 m² 以上の建築物であり、かつ木質化の施工面積が 200 m² 以上であること。
- ③ 木質化を実施する内装（壁・床・天井等）及び外装の全てに県産木材を使用すること。

(3) 共通

- ①年度内の事業完了が見込めること。
- ②森林環境譲与税及び県産木材を使用して整備された施設であることについて、標示板設置等により明示するとともに普及活動等に努めること。

4 補助事業の対象経費

補助事業の対象とする経費は、木造・木質化に係る木工事費（材料費及び施工費）並びに設計・監理費とする。

5 補助金額

補助金額は、木造化については延床面積 1 ㎡当たり 35 千円、木質化については木質化面積 1 ㎡当たり 20 千円を乗じた額以内とする。

6 補助金上限額

補助金上限額は、1 施設当たり 10,000 千円とする。

ただし、先進性や波及効果が特に高い取組については、第 4 の 2 に定める審査委員会の意見を聴取した上で、知事が個別に判断するものとする。

第4 募集・採択

事業主体の募集、採択については次のとおりとする。なお、木造化と木質化の同時申請は不可とする。

1 募集

事業実施を希望する事業主体は、知事が定める日までに、次の書類を知事が指定する場所に提出するものとする。なお、知事は、応募の状況等により募集期間の延長等を行う場合は、その都度、必要な事項を公表する。

- ア 事業応募申請書(様式第1号)
- イ 事業計画書(様式第2号)
- ウ 構想図(パース等)、平面図、立面図等(計画の内容が分かるもの)
- エ その他必要な資料(事業主体の概要が分かるパンフレット等)

2 審査

前項により提出された応募申請書の内容について、別に定める外部有識者等により構成する審査委員会が審査を行う。

3 採択

知事は、前項の審査の結果を基に、予算の範囲内で採択を行うとともに、事業主体に対して採択の可否及び補助金の予定額を通知する。

第5 事業実施の手続き

第 4 の 3 の規定により補助金予定額の通知を受けた事業主体は、別に定める当該事業に係る補助金交付要綱に基づき事業実施の手続きを行うものとする。

第6 関係法令に基づく許認可

事業主体は、事業実施に当たっては、関係法令に基づく所定の手続きを経しておくものとする。

第7 その他

本事業の実施に当たり必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6(2024)年度の事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和9(2027)年3月31日をもってその効力を失う。

様式第1号(実施要綱第4関係)

年 月 日

栃木県知事 様

事業主体 所在地
名称
代表者名

令和〇年度“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業応募申請書

このことについて、標記事業を実施したいので、“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業実施要綱第4の1の規定に基づき、下記のとおり関係書類を提出します。

記

- 1 事業計画書(様式第2号)
- 2 構想図(パース等)、平面図、立面図等
- 3 その他(事業主体の概要が分かるパンフレット等)

令和6年度“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業計画書

1	対象施設名				
2	施工場所				
3	事業主体	所在地			
		名称			
		代表者名			
		担当者	部署名		
			氏名		
電話					
メールアドレス					
4	設計者				
5	施工者				
6	納材業者	県産木材： その他木材：			
7	事業区分	木造化 ・ 木質化 (いずれかを○で囲むこと)			
8	事業期間	年 月 日～ 年 月 日			
9	施設用途				
10	利用者及び人数				
11	事業目的				
12	構造・規模	造 階建て 延床面積： m ²			
13	木質化内容 ※木造化の場合 も記載	施工面積： m ² 施設における施工箇所：			
14	使用木材	総使用量	県産木材使用量	/	
		m ³	m ³		
		木材種類			
		品質・性能に関する特徴			
		木材調達の工夫			

15	技術性			
16	モデル性			
17	普及性			
18	事業費	全 体		円
		負担区分 (※該当する ものに記入)	県補助金	円
			その他補助金	円
			自己資金	円

- 注) 1 面積、材積は、小数点以下第2位で記入(小数点以下第3位切捨)
2 県補助金の額は、千円未満切捨